

横浜市行政不服審査会答申
(第 1 号)

平成 28 年 11 月 16 日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「平成 28 年 3 月 29 日、横浜市神奈川福祉保健センターより審査請求人に対して下した神生支第 3068 号「生活保護費用徴収金決定通知書」の生活保護法第 78 条の規定による徴収額の決定処分」及び「平成 28 年 3 月 29 日、横浜市神奈川福祉保健センターより審査請求人に対して下した神生支第 3069 号「生活保護費用徴収金決定通知書」の生活保護法第 78 条の規定による徴収額の決定処分」に係る審査請求はいずれも棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

神奈川福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）より生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく保護を受けている審査請求人の世帯に属するその長女（以下「長女」という。）が、平成 26 年 1 月 1 日から同月 3 日までの 3 日間及び平成 27 年 1 月 1 日に宗教法人 A において奉仕活動をし、その対価として収入を得たにもかかわらず、平成 28 年 2 月 19 日に至るまで、処分庁に対して、これらの事実を申告しなかったため、処分庁が、同年 3 月 29 日、これらの収入について、未認定の収入充当額として、法第 78 条の規定に基づき、それぞれ同額の生活保護費用徴収金決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、同年 5 月 23 日、審査請求人が、本件処分の取消しを求めて審査請求を行ったものである。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 平成 26 年 1 月 1 日から同月 3 日までの 3 日間の就労に係る収入（以下「平成 26 年の収入」という。）及び平成 27 年 1 月 1 日の就労に係る収入（以下「平成 27 年の収入」という。）は、アルバイトではなく奉仕活動によるものであるから申告は不要との認識であり、故意に隠蔽を行ったものではない。
- (2) 長女は、担当のケースワーカーから、高校生のアルバイト収入に対する各種控除の適用や就学費用としての経費認定について、説明を受けていな

い。

(3) 平成 26 年の収入及び平成 27 年の収入は、申告を行っていれば各種控除により収入と認定されるものとはならない。

(4) 本件処分に当たっては、処分庁は、審査請求人に対して弁明の機会を付与していない。

4 処分庁の主張の要旨

本件処分は、法第 78 条の規定に基づき費用の徴収を決定したものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 平成 26 年の収入については平成 27 年 8 月 21 日に実施した平成 27 年度課税台帳突合調査により把握し、平成 27 年の収入については平成 28 年 2 月 19 日に審査請求人より当該収入の給与支払明細書の写しの提出を受けたことにより確認した。

(2) 審査請求人は、次のいずれの時点においても平成 26 年の収入及び平成 27 年の収入について申告しなかったことから、平成 26 年の収入及び平成 27 年の収入の事実をいずれも故意に隠蔽したものである。

ア 長女が就労した時点

イ 長女の各就労期間に係る収入申告書を提出した時点

ウ 上記ア以降に、担当のケースワーカーから「保護のしおり（保護を受けている方へ）」及び「不正受給にならないためのハンドブック」を用いて収入申告の義務や高校生のアルバイト収入における経費の控除について説明を受けた時点

(3) 本件処分は、適切な手続により行っており、徴収決定額に誤りはない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、いずれも棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「判断の理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「判断の理由」と同じであり、次のとおりである。

(1) 法第 78 条の規定を適用する適法性及び妥当性

法第 78 条の「不実の申請その他不正な手段」には、事実を故意に隠蔽することも含まれると解されているところ、処分庁が実施する課税台帳突合調査等により、審査請求人が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したときには、事実を故意に隠蔽したとして、同条に該当するものと解される。

本件においては、審査請求人は、保護開始決定を受けて以降、処分庁から「生活保護のしおり（保護を受けている方へ）」及び「不正受給にならないためのハンドブック」を用いて、高校生のアルバイト収入等についても収入申告が必要な旨、再三にわたり説明を受けており、さらに、審査請求人は、長女が宗教法人 A で奉仕活動をし、収入を得ていたことを把握していたのであるから、その都度担当のケースワーカーに対して、当該奉仕活動に係る収入について、申告の要否を確認することもできたにもかかわらず、処分庁に対して、平成 26 年 1 月及び平成 27 年 1 月の長女の収入はゼロであるとの収入申告書を提出している。

そして、処分庁は、平成 26 年の収入については平成 27 年 8 月 21 日に実施した平成 27 年度課税台帳突合調査により把握し、平成 27 年の収入については平成 28 年 2 月 19 日に審査請求人から平成 26 年の収入について事情を聴取したときに審査請求人から平成 27 年の収入に係る給与支払明細書の写しが提出されたことで確認している。

もともと、審査請求人は、平成 26 年の収入及び平成 27 年の収入は、奉仕活動によるものであり、アルバイトによるものではないから申告は不要との認識であった旨主張しているが、法第 61 条では、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない」と定められており、さらに、「生活保護のしおり（保護を受けている方へ）」では、定期的に全ての収入について申告することとの記載がなされていることからすれば、平成 26 年の収入及び平成 27 年の収入が奉仕料名目であったとしても、処分庁に対する申告の義務を免れることはできない。

したがって、本件は、処分庁の課税台帳突合調査等により、審査請求人

が申告した平成 26 年の収入及び平成 27 年の収入の内容に虚偽があることが判明したものであるから、審査請求人は、法第 78 条の規定する不実の申請その他不正な手段により保護を受けたものということができる。

以上のとおりであるから、処分庁が、同条の規定を適用し、本件処分を行ったことは、適法かつ妥当ということができる。

なお、審査請求人は、平成 28 年 2 月 19 日に処分庁から事情を聴取された際に、長女の就労及び収入の事実を認めているが、処分庁が実施した課税台帳突合調査に基づく指摘に対して言い逃れはできないと判断した可能性を否定することはできないし、事実を認めたとしても、これによって事実を故意に隠蔽したものではないということはない。

(2) 徴収金額の妥当性

不正に受給した保護費について、法第 78 条の規定に基づきその費用を徴収するときは、必要最小限度の実費を除きその全てを徴収することとされている（生活保護手帳別冊問答集問 13-23）。

この点、審査請求人は、収入申告を行っていれば各種控除により収入と認定される額はなかったはずのものであるとか、長女が平成 28 年 3 月頃に大学に合格し、新生活の準備をしていたにもかかわらず、処分庁がこれを支えることなく本件処分を行ったことは遺憾であると主張する。

しかしながら、本件では、上記(1)のとおり、法第 78 条の規定に基づき費用を徴収すべきであって、この場合には、処分庁は、必要最小限度の実費を除きその全てを徴収することとなり、裁量の余地もないと解される。

したがって、処分庁が、平成 26 年の収入及び平成 27 年の収入から源泉徴収額を必要最小限度の実費として控除し、それぞれ徴収額を決定したことは、妥当といえる。

(3) 本件処分の決定手続の適法性及び妥当性

審査請求人は、本件処分がなされる際には、法第 62 条第 4 項の規定に基づく弁明の機会が与えられなかったと主張する。

しかしながら、同条同項の規定は、保護の変更、停止又は廃止をする場合の手続規定であって、法第 78 条の規定に関する手続規定ではない。

また、同条の規定に基づく処分は、納付すべき金銭の額を確定するものであり、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項の規定に基づ

く聴聞又は弁明の機会を付与する手続の適用についても、同条第2項第4号の規定により除外されている。そして、他に本件処分を行う際の手続規定は見当たらない。

本件においては、本件処分に先立ち、処分庁は、審査請求人から事情を聴取しているが、この時、審査請求人は、奉仕料名目であっても収入申告が必要であることを確認する等、平成26年の収入及び平成27年の収入について法第78条の規定に基づく決定がなされる可能性があることを理解した上で自己の考えを述べていることからしても、実質的に、審査請求人に対して本件処分について意見を述べる機会を付与しているものといえることができる。

したがって、本件処分の決定手続に違法性はなく、かつ妥当な手続により行われたものといえることができる。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、上記5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成 28 年 6 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求書（副本）送付及び弁明書の提出等依頼 ・ 審理手続の併合及び通知
平成 28 年 7 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁明書の受理
平成 28 年 7 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成 28 年 8 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 反論書の受理
平成 28 年 8 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 反論書（副本）送付
平成 28 年 8 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出書類閲覧等請求書の受理
平成 28 年 8 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物件の閲覧等について処分庁へ照会
平成 28 年 9 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物件の閲覧等について処分庁から回答受理
平成 28 年 9 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物件の閲覧等決定通知書の送付
平成 28 年 9 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物件の閲覧等の実施
平成 28 年 9 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審理手続の終結
平成 28 年 9 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成 28 年 10 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理
平成 28 年 10 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査審議 ・ 調査審議手続の併合及び通知
平成 28 年 11 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査審議